

近畿厚生局への届出事項に関する事項

2024年6月1日時点

- ① 当院は、基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関として近畿厚生局長に届け出ています。

機能強化加算、医療DX推進体制整備加算、療養病棟入院基本料1、救急医療管理加算、診療録管理体制加算2、医師事務作業補助体制加算1（一般病床）20対1（療養病床）50対1、療養環境加算1、療養病棟療養環境加算1、医療安全対策加算1、感染対策向上加算2、患者サポート体制充実加算、病棟薬剤業務実施加算1、（一般病床）データ提出加算2、（療養病床）データ提出加算4、入退院支援加算1、認知症ケア加算2、協力対象施設入所者入院加算、地域包括ケア病棟入院料1

- ② 当院は、特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として近畿厚生局長に届け出ています。

心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、二次性骨折予防継続管理料2、二次性骨折予防継続管理料3、夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算、外来腫瘍化学療法診療料2、ニコチン依存症管理料、がん治療連携指導料、こころの連携指導料（Ⅰ）、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1、別添1の「第14の2」の1の（2）に規定する在宅療養支援病院、往診料の注9に規定する介護保険施設等連携往診加算、在宅患者訪問診療料（1）の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合含む。）に規定する基準、在宅がん医療総合診療料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、検体検査管理加算（Ⅱ）、画像診断管理加算2、CT撮影（64列以上マルチスライス型機器）及びMRI撮影（3テスラ以上の機器）、冠動脈CT撮影加算、外来化学療法加算2、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算3、がん患者リハビリテーション料、人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、椎間板内酸素注入療法、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、大動脈バルーンポンピング法（IABP法）、医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）、輸血管理料（Ⅱ）、輸血適正使用加算、麻酔管理料（Ⅰ）、看護職員処遇改善評価料29、外来・在宅ベースアップ評価料（1）、入院ベースアップ評価料38、酸素の購入単価

③入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

1. 入院時食事療養(I) (1食につき)		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	670	円
(2) 流動食のみを提供する場合	605	円
特別食を提供したときは1食につき	76	円 加算する
食堂加算(療養病棟に入院する患者を除く)	50	円 加算する
2. 入院時生活療養(I) (1食につき)		
イ (ロ)以外の食事療養を行う場合	584	円
ロ 流動食のみを提供する場合	530	円
特別食を提供したときは1食につき	76	円 加算する
食堂加算(療養病棟に入院する患者を除く)	50	円 加算する

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

- ①当院では以下の項目についてその使用量利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。
【以下点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの】

		(税込)
α-フェトプロテイン(AFP)	1回につき	1,144円
癌胎児性抗原(CEA)	1回につき	1,122円
前立腺特異抗原(PSA)	1回につき	1,397円
CA19-9	1回につき	1,397円
【各種証明書類】 各種証明書料	1通につき	2,200円
各種診断書料(検査代別)	1通につき	3,300円
生命保険関係診断書料	1通につき	3,850円
特殊診断書	1通につき	5,500円
身体障がい者診断書	1通につき	2,750円
身体障がい者診断書(測定込)	1通につき	7,370円
死亡診断書料	1通につき	6,050円
死体検案料	1通につき	11,000円
【他】エンゼルセット(死後の処置料)	1人につき	1,000円
セカンドオピニオン	1回 30分以内	11,000円
	30分を超える毎に追加料金	5,500円
自宅訪問時交通費	0~1km	110円
	~3km	220円
	※以降2k増すごとに	55円増
形成外科 CO2レーザー治療	自費診療料	3,300円
	自費再診料	1,100円
レーザー治療		3,300~16,500円
カウンセリング料	1回につき	2,200円
骨盤底筋体操指導	初回(40分)	4,400円
	2回目以降(30分)	3,300円

	延長(10分)	1,100円
診療記録等開示時	医師面談料	30分ごと5,500円
カルテ等の複写費(紙媒体)		11円
カルテ等の複写費(電子媒体)		55円
電子媒体(画像)(CD-R)自己都合によるもの		1,650円
保険会社提出		2,200円
フィルム(半切)1枚目		1,100円
フィルム(半切)2枚目		440円
フィルム(半切)3枚目		330円
新型コロナウイルス抗原定量検査		13,200円

*なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用や徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は一切認められていません。

②保険外併用療養費に関する事項

(税込)

特別の療養環境の提供(個室料)

患者さん等の希望により特別室・個室をご利用頂いた場合は下記の料金が必要となります。

特別療養環境室 料金表(消費税を含む)

病棟	病室名	室数	設備	金額 <small>税込表示</small>	
3A	301~303 305~308 310~313 315	12室	トイレ・シャワー 冷蔵庫	1日	6,820円
	316~317	2室	トイレ・風呂 冷蔵庫 ミニキッチン	1日	13,200円
2A	201~203 205~208 210	8室	トイレ・シャワー・ 冷蔵庫	1日	6,820円
	211~212	2室	トイレ・風呂 冷蔵庫	1日	6,820円
2B	251~253 255~257 261~262	8室	トイレ・シャワー・ 冷蔵庫	1日	6,820円
	258 260	2室	トイレ・風呂 冷蔵庫	1日	6,820円
2C	290	1室	トイレ・風呂 冷蔵庫	1日	6,820円

※ご希望の方は病棟看護師長までお申し出下さい。

③自費患者に対し請求する医療費の計算方法

無保険者：診療報酬点数×11円

労災、自賠責：診療報酬点数×12円

5. その他院内表示が必要なもの

① 初診料の機能強化加算

地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております

② 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

下記の病院勤務医の負担軽減の計画実施を行っております

- ・ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- ・ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・ 育児・介護休業法による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

③ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

下記の看護師負担軽減の計画実施を行っております

- ・ 看護師の補充
- ・ 看護補助者の充実
- ・ 多職種での業務連携
- ・ 病棟薬剤師の配置
- ・ ボランティアの増員

④ 医療安全対策加算 1

医療安全管理者等による相談及び支援を受けられます。

⑤ ニコチン依存症管理料

当院は禁煙治療を行っております。

⑥ 療養・就労両立支援指導料 1

相談体制充実加算の施設基準

就労を含むがん患者さんの療養環境の調整について、患者さんからの相談に応じる体制を整えております。

⑦ 下肢末梢動脈指導管理加算

慢性期維持透析を実施している患者さん全員に対して下肢末梢動脈の状態を把握し、療養上必要な指導や管理を行い、患者さんやご家族に説明しています。

⑧ 当院は病院敷地内全面禁煙となっております。

⑨ 感染対策向上加算 2 院内感染対策に関する取り組み事項

(1) 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、『院内感染対策委員会』を設置しています。委員会は、月1回以上、また、必要時には随時開催します。さらに実働組織として『ICT（感染防御チーム）』を設置し、週1回のラウンドを行い、定期的な会議を行い、感染問題に迅速に対応しています。

(2) 院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染に対する研修会を年2回程度行います。さらに、院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育・研修を行います。また院内のネット上から感染対策マニュアルや感染対策指針をいつでも閲覧できるように整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

(3) 感染症発生状況報告に関する事項

当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染対策委員会及びICTに報告します。

(4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる場合にはICTが情報収集を行い迅速に特定し対応します。必要に応じて、臨時院内感染対策委員会を招集して感染経路の遮断及び拡大防止に努めます。

(5) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

⑩ 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

⑪ 医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認

によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

⑫ 協力対象施設入所者入院加算

当院は、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

- ・ 特別養護老人ホーム エーデル土山
- ・ 特別養護老人ホーム リトルブック
- ・ 特別養護老人ホーム せせらぎ苑
- ・ グループホームせせらぎ

⑬ 外来腫瘍化学療法診療料 2

患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行います。

⑭ 介護保険施設等連携往診加算

当院は、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

- ・ 特別養護老人ホーム エーデル土山
- ・ 特別養護老人ホーム リトルブック
- ・ 特別養護老人ホーム せせらぎ苑
- ・ グループホームせせらぎ

⑮ 在宅医療DX情報活用加算

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

⑯ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

⑰ 生活習慣病管理料（Ⅱ）

当院では、患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することのいずれの対応も可能です。患者さんから求められた場合に、医師が患者さんの状態を踏まえて適切に対応します。

下記手術の本院での年間(令和5年1月～令和4年12月)症例数

1.	区分1に分類される手術	
	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
	イ 黄斑下手術等	0 件
	ウ 鼓室形成手術等	0 件
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0 件
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
2.	区分2に分類される手術	
	ア 靭帯断裂形成手術等	1 件
	イ 水頭症手術等	0 件
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ 尿道形成手術等	0 件
	オ 角膜移植術	0 件
	カ 肝切除術等	1 件
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
3.	区分3に分類される手術	
	ア 上顎骨形成術等	0 件
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
	エ 母指化手術等	0 件
	オ 内反足手術等	0 件
	カ 食道切除再建術等	0 件
	キ 同種死体腎移植術等	0 件
4.	区分4に分類される手術	31 件
その他の区分に分類される手術		
5.	人工関節置換術	63 件
6.	乳児外科施設基準対象手術	0 件
7.	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8 件
8.	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 件
9.	経皮的冠動脈形成術	3 件
	(再掲) 急性心筋梗塞に対するもの	0 件
	不安定狭心症に対するもの	0 件
	その他のもの	3 件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
	経皮的冠動脈ステント留置術	9 件
	(再掲) 急性心筋梗塞に対するもの	0 件
	不安定狭心症に対するもの	0 件
	その他のもの	9 件